

# 天王寺スポーツ倶楽部 規 約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本倶楽部は、天王寺スポーツ倶楽部(以下本クラブという。)と称す。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本クラブは大阪市立天王寺中学校校区内の地域住民で構成され、スポーツを楽しみ、健康づくり、仲間づくりをめざすとともに健全な地域社会づくり、子どもたちの健全育成の環境づくりに務める。

## 第 3 章 事 業

第 3 条 本クラブは第2章の目的を達成するために、スポーツ参加の機会を提供すると共に必要な行事(各種スポーツ教室、スポーツ大会、研修会など)を開催し運営する。

## 第 4 章 組 織

第 4 条 本クラブは、次の者をもって組織する。

- (1) 会 員
- (2) 特別会員
- (3) その他理事会において認めた者

## 第 5 章 会 員

第 5 条 本クラブの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本クラブの目的に賛同し本クラブの規約を遵守する者。
- (2) ジュニア会員 本クラブの目的に賛同し本クラブの規約を遵守する者のうち、中学生及び小学生。
- (3) シニア会員 正会員のうち満70歳以上の者
- (4) 特 別 会 員 本クラブの目的に賛同し、運営に協力する者
- (5) 賛 助 会 員 本クラブの目的に賛同し、運営に協力、援助できる個人または、団体。

## 第 6 章 入会金及び会費

第 6 条 会員は別途定める入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 理事会が特に認める会員について入会金又は会費を免除する事が出来る。
- 3 会員が一旦納めた入会金及び会費はいかなる場合も返戻されない。

## 第 7 章 役 員

第 7 条 本クラブに次の役員を置く。

- |         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名  | (4) 会 計 | 1名  |
| (2) 副会長 | 3名  | (5) 参 与 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 若干名 | (6) 顧 問 | 若干名 |

## 第 8 章 役員を選出・任期及び任務

第 8 条 会長、副会長、理事は総会において会員の中から選出する。

第 9 条 会長は理事の中より常任理事及び会計を任命し総会の承認を受ける。

第10条 会長は本クラブを代表し会務を統括する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

第12条 理事は本クラブに関わる、総務・各種目の運営・各事業の実施に関する全ての会務を分担し、

- 常任理事が総括する。
- 第13条 会計は本クラブに関わる財務・会計全般を担当する。
- 第14条 参与は、理事等の役員として、本クラブに貢献した者の中から、常任理事会が推薦し、総会で承認を得た者で、本クラブの常任理事会に参画し意見を具申することができる。  
ただし、常任理事会の定足数には含めない。
- 第15条 顧問は本クラブに貢献する者の中から会長が委嘱し、本クラブの運営に協力する。
- 第16条 役員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。  
但し、再任を妨げない。
- 第17条 役員に欠員が生じた時は理事会の承認を得て補充することが出来る。  
ただし、補充した役員は前任者の残期間その任にあたる。

## 第9章 事務局

- 第18条 本クラブに事務局(大阪市立天王寺中学校内)を置き、処務運営の任務に当たり、次の業務を執行する。
- (1) 本クラブの事業を推進するための処務及び会計実務。
  - (2) 会長及び理事会の指示にもとづく事項。
  - (3) その他必要事項。

## 第10章 会議

- 第19条 会議は、総会・理事会及び常任理事会とする。
- 第20条 総会は会員及びその他をもって構成し、会長が招集する。
- 2 総会は正会員の過半数以上の出席により成立する。  
なお、委任状による出席を認める。
  - 3 総会の決議には、出席正会員の3分の2以上の賛成を必要とする。  
ただし、委任状による出席を除く。
  - 4 総会の議長は会長が務める。
  - 5 総会は、次の事項について決議する。
    - (1) 規約の制定と改廃
    - (2) 事業計画及び事業報告の承認
    - (3) 予算及び決算の承認
    - (4) 会長、副会長、理事の選出
    - (5) 常任理事及び会計の承認
    - (6) その他本クラブの運営に関する重要事項
  - 6 総会に於いて議決権を行使できるのは正会員とする。
- 第21条 理事会は本規約第8章第8条に規定する正副会長及び理事を以って構成し、会長が招集する。  
但し緊急の場合、又はその他のやむを得ない事情による場合は書面による開催を認める。
- 2 会長が必要と認めた場合は、正副会長及び常任理事で構成する常任理事会を開催し、理事会を代行する事が出来る。
  - 3 理事会又は常任理事会は構成員の過半数以上の出席により成立する。
  - 4 前2及び3項における決議には出席構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
  - 5 理事会は必要な場合、本規約の規定にない事項又は細則に定めのない事項、及び総会の決議にない本クラブの運営に関する事項について決議することが出来る。
  - 6 前項による決議は、爾後に開催する直近の総会に報告し承認を得なければならない。
  - 7 理事会は本規約第4章第4条3号にかかる審査及び承認を行う。
  - 8 理事会は各種目の運営に関して必要な事項を決議する。

## 第 11 章 会 計

- 第22条 本クラブの運営にかかる費用は、入会金・会費・賛助会費・補助金・寄付及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 本クラブの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 本クラブの会計・会計処理を監査する会計監査を置く。  
ただし、他の役員を兼ねることはできない。
- 4 前項の選任については、会長が推薦し総会で承認を受けるものとする。

## 第 12 章 入 会

- 第23条 本クラブの入会は、本規約を承認した上、所定の手続きにより登録しなければならない。
- 第24条 本クラブに入会した会員が次年度に継続して登録する場合は、原則として毎事業年度の終了までに登録更新の手続きを行わなければならない。
- 第25条 本クラブの事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第 13 章 会員の義務及び責任

- 第26条 本クラブの会員は、毎年度総括的傷害保険に加入をしなければならない。
- 第27条 会員が本クラブの運営する種目又は事業に参加する場合、本クラブの規定及び指導者の指示に従って活動しなければならない。
- 第28条 会員が本クラブの運営する種目又は事業に参加する場合、全て自己の責任において判断及び行動するものとする。万一活動中に事故ある場合は、会員本人が加入する傷害保険の補償範囲内において補償を受けるものとし、本クラブ及び当該活動にかかる指導者はいかなる責任も負わないものとする。
- 第29条 会員が本クラブの規約に違反し、又は本クラブの名誉を著しく傷つけた場合は、会員の資格を停止し、又は除名する事が出来る。

## 付 則

1. 本規約の各条文又は各項目における具体的な事項は、別途細則に定める。
2. 本規約及び細則に定めない事項、及び本規約又は細則の摘要に疑義ある場合については、その都度理事会が決定し、直近に開催する総会の承認を得るものとする。
3. 本規約は、平成17年2月24日制定。  
本規約は、平成17年4月 1日施行する。  
本規約は、平成18年4月18日一部改正する。  
本規約は、平成19年4月24日一部改正する。  
本規約は、平成20年5月20日一部改正する。  
本規約は、平成22年4月25日一部改正する。